

パーソナルケアカレッジ 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、「当法人」という。）が実施する。
パーソナルケアサポート株式会社
愛知県日進市赤池町箕ノ手2番地776

（目的）

第2条 急激な高齢化が進む現代において、多様化する介護ニーズに対応した適切で質の高い介護サービスを提供するため、個別性を重んじた対人援助の基礎となる理念、倫理観を醸成し、且つ、専門職としての基本姿勢、知識、技術等を修得させ、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。

（研修事業の名称・位置・研修課程）

第3条 研修事業名称及び位置は、次の通りとする。
研修名称 パーソナルケアカレッジ 介護福祉士実務者研修（通信課程）
実施場所 愛知県名古屋市東区東桜一丁目10番9号栄プラザビル7F
研修課程 通信課程

（定員数・学級数・修業年限）

第4条 研修の定員は1学級20名とし、学級数は1学級とする。
また、各学級の修業年限は6ヶ月間、在籍年限は1年以内とする。
ただし、下記のア～オの研修を受講した者については、すでに履修した科目の受講が免除されることから、実務者研修の受講期間が1か月以上あって修了した場合には、修業年限はこの限りではない。
ア 訪問介護員養成研修（ホームヘルパー1～3級）

- イ 介護職員初任者研修
- ウ 介護職員基礎研修
- エ 喀痰吸引等研修
- オ その他上記に掲げる過程に準ずる課程

(受講対象者)

第5条 介護福祉士の資格取得に向けて意欲のある者。

(入学時期)

第6条 入学時期は、開講日とする。

(受講生の募集と選抜方法)

第7条 受講生の選考は行なわず、申し込み順に受付し、定員になった時点で締め切りとする。

また、必要によっては面接・選抜を行い受講決定する。

(受講料)

第8条 受講費用は次の通りとする。

受講生の有する資格	受講料	備考
介護職員初任者研修 もしくは ホームヘルパー2級	69,800円	テキスト代込、税別
介護職員基礎研修	29,800円	テキスト代込、税別
介護職員初任者研修 + 喀痰吸引等研修 もしくは ホームヘルパー2級 + 喀痰吸引等研修	49,800円	テキスト代込、税別
ホームヘルパー1級	64,800円	テキスト代込、税別
無資格者	89,800円	テキスト代込、税別

使用する教材：介護職員等実務者研修テキスト【第1巻～3巻】（株式会社QOLサービス）

割引について：①早期割引 研修開始日の1か月前までに申し込みを完了（受講料振り込みまで）した場合、受講料を通常価格より2,000円割引とする。

②WEB割引 ホームページより申し込みをした場合、受講料を通常価格より500円割引とする。③友達割引 2名以上の友人・知人と同時期（3日以内）に申し込みをし、申込書に名前を記入した場合、受講料を通常価格より1,000円割引とする。④紹介割引 当校の受講生、修了生、弊社の取引先事業所からの紹介があり、申込書に名前を記入した場合、受講料を通常価格より1,000円割引とする。なお、①～④の割引は併用可とする。

支払方法は一括払いまたは分割支払いとし、分割支払いの場合、指定の期日までに銀行振込による入金を確認できない場合は、受講を途中で中止することとする。

（ 研修カリキュラム ）

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、学則別表1の通りとする。

（ 学習の評価 ）

第10条 学習の評価方法は下記の通りとする。

■添削課題

添削課題はテキストを使用し自宅での学習を行う。提出期限までに添削課題を提出し、以下の評価基準によりC以上を合格とする。

A：90点以上 B：80～89点 C：70～79点 D：70点未満
ただし、D判定の者については再提出とし、合格するまで再提出を行う。

■面接授業（スクーリング）

介護過程Ⅲ及び医療的ケア演習は、全ての日程を受講することとする。原則として、遅刻・欠席は認めない。授業態度、演習課題の達成度等を総合的に評価し、以下の評価基準によりC以上を合格とする。

A：90点以上 B：80～89点 C：70～79点 D：70点未満
ただし、D判定の者については再指導とし、合格するまで再指導を行う。

(研修修了の認定方法)

第11条 修業年限在籍し、第9条に規定する全ての科目を合格した者に対し研修修了の認定を行う。

(代替受講)

第12条 面接授業(スクーリング)の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると同法人が認める者については、同研修の次期コースを代替えで受講することによりカリキュラムの履修完了とする。代替受講は事前の申し出を原則とする。

この場合、代替受講は無料とし修了証明書の発行は代替え受講の終了日とする。

(教職員の組織)

第13条	学 校 長(養成施設長)	1名
	専任教員(内主任1名)	1名以上
	講 師(介護過程Ⅲ)	1名以上
	講 師(医療的ケア)	1名以上
	講師添削(課題添削)	若干名
	事務職員	1名以上

以上の教員組織で実務者養成研修を行う。

(実務者養成研修対象地域)

第14条 研修対象地域は、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県とする。

(休業日)

第15条 休業日は次の通りとする。ただし、校長が必要と認めた場合には、休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始 12月29日～1月 3日
- (2) 夏季休業 8月13日～8月15日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

（ 入校の手続き ）

第16条 受講生は、当法人が別に認める時期内に次の書類を提出しなければならない。

- （1）介護職員初任者研修、ホームヘルパー2級、1級、もしくは、介護職員基礎研修の修了証書の写し
- （2）受講料支払い書及び預金口座振替依頼書・自動支払利用申込書

（ 退学 ）

第17条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し当法人の許可をえなければならない。

（ 休学 ）

第18条 受講生は、疾病その他やむを得ない理由により、修学することが出来ない場合は、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

（ 復学 ）

第19条 休学していた者は、休学理由が消滅し復学しようとするときは、復学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

（ 罰則 ）

第20条 次の各号に該当する者は、受講資格を取り消されることがある。

- （1）受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがない、または本学則の目的に沿わないと当法人が認めた者。
- （2）当研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者。
- （3）当法人の定める受講料支払いの規定に反した者。

（ 修了証書等の交付 ）

第21条 第11条の定めにより、研修を修了したことを認定された者には、当法人において修了証明書を交付する。

（ 修了者の管理 ）

第22条 第11条の定めにより、研修を修了したことを認定され、第21条により修了証明書の授与を受けた者について、当法人が修了者台帳を作成し、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号等を記載して管理する。

（ 個人情報保護 ）

第23条 運営上、知り得た受講生にかかわる個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。当法人の個人情報方針により、秘密保持には十分な管理を行えるよう従業員に対して定期的に研修を行い、個人情報の適切な取り扱いを徹底する。

（ 施行細則 ）

第24条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がそれを定める。

（ 附則 ）

この学則は、平成27年9月1日から施行する。

（改訂）

令和元年11月1日 改訂